

広島県訓令  
広島県議会議務局訓令  
広島県選挙管理委員会訓令  
広島県人事委員会訓令  
広島県監査委員訓令第一号  
広島海区漁業調整委員会訓令  
広島県土地造成事業管理規程  
広島県公営企業管理規程  
広島県病院事業管理規程

本庁  
地方機関  
議会事務局  
選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
労働委員会事務局  
海区漁業調整委員会事務局  
商工労働局本庁  
上下水道部本庁  
病院事業局本庁  
病院事業局病院

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県知事湯崎英彦  
広島県議会議長中本隆志  
広島県選挙管理委員会委員長国政道明  
広島県人事委員会委員長船木孝和  
広島県代表監査委員三田利江子  
広島海区漁業調整委員会会長北田國一  
広島県上下水道部長川西隆弘  
広島県病院事業管理者平川勝洋

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県訓令  
広島県議会議務局訓令  
広島県選挙管理委員会訓令  
広島県人事委員会訓令  
広島県監査委員訓令第一号  
広島海区漁業調整委員会訓令  
広島県職員安全衛生管理規程（令和五年）の一部を

広島県土地造成事業管理規程  
 広島県公営企業管理規程  
 広島県病院事業管理規程

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前															
<p>(趣旨)            第一条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）その他の厚生労働省令に定めるもののほか、職員員の安全と健康を確保するため、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)            第二条 (略)            一 (略)            二 (略)            ア (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td>行政組織規則第五條第二項に規定するDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム</td> <td>担当課長で安全衛生管理を担当する者</td> </tr> </table>	(略)	(略)	区分	職	行政組織規則第五條第二項に規定するDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム	担当課長で安全衛生管理を担当する者	<p>(趣旨)            第一条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年厚生労働省令第三十二号。以下「規則」という。）その他の厚生労働省令に定めるもののほか、職員員の安全と健康を確保するため、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)            第二条 (略)            一 (略)            二 (略)            ア (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td>行政組織規則第五條第二項に規定するDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム</td> <td>政策監で安全衛生管理を担当する者</td> </tr> <tr> <td>行政組織規則第五條第二項に規定するイノベーション推進チーム</td> <td>担当課長で安全衛生管理を担当する者</td> </tr> </table>	(略)	(略)	区分	職	行政組織規則第五條第二項に規定するDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム	政策監で安全衛生管理を担当する者	行政組織規則第五條第二項に規定するイノベーション推進チーム	担当課長で安全衛生管理を担当する者
(略)	(略)																
区分	職																
行政組織規則第五條第二項に規定するDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム	担当課長で安全衛生管理を担当する者																
(略)	(略)																
区分	職																
行政組織規則第五條第二項に規定するDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム	政策監で安全衛生管理を担当する者																
行政組織規則第五條第二項に規定するイノベーション推進チーム	担当課長で安全衛生管理を担当する者																
<p>イ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(化学物質管理者)            第十五条の二 施行令第十八条各号に掲げる物又は法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物の製造、取扱い又は譲渡提供を行う機関に、規則第十二条の五第一項に規定する化学物質管理者を置く。</p>	<p>イ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p>																

- 2| 化学物質管理者は、所属長が化学物質の管理に関する業務を適切に実施できる能力を有する職員のうちから選任する。
- 3| 所属長は、化学物質管理者を選任したときは、遅滞なく化学物質管理者選任報告書(別記様式第四号の二)により総務局長に報告しなければならない。

(化学物質管理者の職務)

第十五条の三 化学物質管理者は、規則第十二条の五第一項各号に定める職務を行う。

(保護員着用管理責任者)

- 第十五条の四 化学物質管理者を選任した機関において、規則第十二条の五に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護員を使用させるときは、機関ごとに、規則第十二条の六第一項に規定する保護員着用管理責任者を置く。
- 2| 保護員着用管理責任者は、所属長が保護員について一定の経験及び知識を有する職員のうちから選任する。
- 3| 所属長は、保護員着用管理責任者を選任したときは、遅滞なく保護員着用管理責任者選任報告書(別記様式第四号の三)により総務局長に報告しなければならない。

(保護員着用管理責任者の職務)

第十五条の五 保護員着用管理責任者は、規則第十二条の六第一項各号に定める職務を行う。

(安全衛生管理主任者)

- 第十六条 各機関(本庁にあっては課、特別な機関、DX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム。以下この条において同じ。)に安全衛生管理主任者を置く。
- 2・3 (略)

(安全衛生管理主任者)

- 第十六条 各機関(本庁にあっては課、特別な機関、DX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム、サミット推進チーム及びイノベーション推進チーム。以下この条において同じ。)に安全衛生管理主任者を置く。
- 2・3 (略)

別記様式第四号の次に次の二様式を加える。

様式第4号の2（第15条の2関係）

化学物質管理者選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり化学物質管理者を選任しました。

機 関 名				
作業従事職員数	人			
化学物質管理者	職 名		免許・講習の区分	免許（ ）級・講習
	氏 名		免許証（修了証）	第 号
	生年月日	年 月 日	交 付 者	
選 任 年 月 日	年 月 日			
取扱物質等				
参 考 事 項				

備考

- 1 取扱物質に応じて免許証や技能講習修了証の写しを添付すること。
- 2 「取扱物質等」の欄には、取扱物質の規模と作業量について記載すること。
- 3 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日とを併記すること。

様式第4号の3 (第15条の4関係)

保護具着用管理責任者選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり保護具着用管理責任者を選任しました。

機 関 名				
作業従事職員数	人			
保護具着用責任者	職 名		免許・講習の区分	免許 ( ) 級・講習
	氏 名		免許証 (修了証)	第 号
	生年月日	年 月 日	交 付 者	
選 任 年 月 日	年 月 日			
取扱物質等				
参 考 事 項				

備考

- 1 取扱物質に応じて免許証や技能講習修了証の写しを添付すること。
- 2 「取扱物質等」の欄には、取扱物質の規模と作業量について記載すること。
- 3 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日とを併記すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。